

## 目黒区建築物浸水予防対策指導要綱実施細目

目 都 建 第 1 6 3 9 号  
平 成 2 3 年 3 月 2 8 日

(趣旨)

第1条 この細目は、目黒区建築物浸水予防対策指導要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水対策に係る報告書)

第2条 要綱第5条に定める書類は、浸水予防対策検討結果報告書(別記第1号様式)とし、当該報告書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

(浸水対策上必要な措置)

第3条 要綱第4条第2項に規定する必要な浸水対策は、国が定めた「地下空間における浸水対策ガイドライン」並びに東京都が定めた「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」等を参考にするものとする。

(浸水対策が不十分な場合の措置)

第4条 要綱第5条の規定による通知は、別記第2号様式によるものとする。

付 則

この実施細目は、平成23年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成25年8月6日から施行する。

付 則

この実施細目は、令和3年4月1日から施行する。